

# 患者様へお知らせ



## 令和 8 年 1 月 1 日に休日診療所等を受診する場合マイナンバーカードによる資格確認ができない場合があります

○ 過去にマイナンバーカードを使って医療機関で保険証の内容を

### 確認したことがある場合

→ マイナンバーカードを持参し、受診下さい。

### 確認したことがない場合 (記憶が曖昧な場合も含む)

→ 現在加入している保険の保険証（期限切れでも可）や  
資格確認証、資格情報のお知らせなど加入保険の情報が  
分かる書類を持参し受診してください。

### ※ 下記の日程・時間帯も上記同様の取り扱いとなります

令和 7 年 12 月 21 日（日） 0:00 ~ 8:00

令和 7 年 12 月 31 日（水） 22:00 ~ 令和 8 年 1 月 2 日（金） 3:00